

写

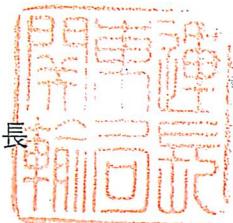


関自旅二第1568号の3

平成26年1月27日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長



特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

標記について、平成26年1月24日付け国自旅第410号により自動車局長から別添1のとおり通達があり、別添2のとおり公示したので了知されたい。

別添1・・・通達文

別添2・・・公示文



## 公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

### 記

第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるものほか、営業方法の制限により行われることとなる。  
そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

$$\text{供給輸送力削減率} = \text{減車率} + \text{営業方法制限率}$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{供給輸送力削減率} : \text{減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率} \\ \text{減 車 率} : \text{減車による供給輸送力の削減率} \\ \text{営業方法制限率} : \text{営業方法の制限による供給輸送力の削減率} \end{array} \right]$$

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限

の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額／1週間の収入額

[曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。]

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
3. 2. による新規登録等は、以下の①～④のいずれかの車両（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。
  - ① ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）
  - ② 電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充

電する機能を備えている自動車をいう。) のタクシー

- ③ 燃料電池自動車(電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。)のタクシー
- ④ 事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)における補助対象機器(ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。)を搭載している初度登録車両(車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。)のタクシー

ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができます。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2.による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出(減車)(以下「減車届出」という。)がなされたものとして取り扱われる旨を記載しなければならない。

第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。
2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。
  - ① 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示)」に基づく特定特別監視地域(以下、単に「特定特別監視地域」という。)から改正前の法に基づく特定地域(以下、「旧特定地域」という。)及び準特定地域に継続して指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含む。)  
対象事業者は、特定特別監視地域指定日からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。
  - ② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。)  
対象事業者は、旧特定地域指定日からの減休車率が、旧特定地域指定日

から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

- ③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、1年間の当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

- ④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、事業の廃止及び許可の取消しによる減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1. により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3. による新規登録等はUD車両等に限り行うことができる。

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

5. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、関東運輸局長の認定を受けなければならない。

- ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。

- ② 1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。（区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。）

- ③ 準特定地域指定が解除（特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。）された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、減車届出がなされたものとして取り扱われること。

6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2 4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2 2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。

7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱い

により減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示）」⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて、抹消登録等を行った場合は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

第5 上記、第3に規定する関東運輸局長が定める割合は、別添のとおりとする。

附 則（平成28年4月11日一部改正）

本公示は、平成28年4月11日から適用する。

附 則（平成28年11月4日一部改正）

本公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

本公示は、平成29年3月30日から適用する。

附 則（平成31年4月11日一部改正）

本公示は、平成31年4月11日から適用する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

本公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月1日一部改正）

本公示は、令和4年7月1日から適用する。

(別添)

準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)

都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東 京	特 別 区 ・ 武 三	16.98
	北 多 摩	13.20
	南 多 摩	7.80
	西 多 摩	12.55
神 奈 川	京 浜	9.90
	県 央	10.84
	湘 南	9.32
	小 田 原	12.82
千 葉	京 葉	10.57
	東 葛	11.39
	千 葉	10.96
	市 原	12.69
埼 玉	県 南 中 央	9.04
	県 南 東 部	0.00
	県 南 西 部	9.91
	県 北	15.90
群 馬 ・ 埼 玉	中 ・ 西 毛	0.58
群 馬	東 毛	3.55
茨 城	県 北	9.92
	水 戸 県 央	10.40
	県 南	12.07
	県 西	14.04
栃 木	宇 都 宮	8.84
	県 南	15.44
	塩 那	11.88
山 梨	甲 府	16.07

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
公 示	公 示
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p>	<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p>
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p>	<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p>
<p>平成26年1月27日</p>	<p>平成26年1月27日</p>
<p>関東運輸局長 原 喜信</p>	<p>関東運輸局長 原 喜信</p>
<p>記 (略)</p>	<p>記 (略)</p>
<p>附 則（平成28年 4月11日一部改正） 本公示は、平成28年 4月11日から適用する。</p>	<p>附 則（平成28年 4月11日一部改正） 本公示は、平成28年 4月11日から適用する。</p>
<p>附 則（平成28年11月 4日一部改正） 本公示は、平成28年11月 4日から適用する。</p>	<p>附 則（平成28年11月 4日一部改正） 本公示は、平成28年11月 4日から適用する。</p>
<p>附 則（平成29年 3月30日一部改正） 本公示は、平成29年 3月30日から適用する。</p>	<p>附 則（平成29年 3月30日一部改正） 本公示は、平成29年 3月30日から適用する。</p>
<p>附 則（平成31年 4月11日一部改正） 本公示は、平成31年 4月11日から適用する。</p>	<p>附 則（平成31年 4月11日一部改正） 本公示は、平成31年 4月11日から適用する。</p>
<p>附 則（令和2年 4月 1日一部改正） 本公示は、令和2年 4月 1日から適用する。</p>	<p>附 則（令和2年 4月 1日一部改正） 本公示は、令和2年 4月 1日から適用する。</p>
<p>附 則（令和4年 7月 1日一部改正） <u>本公示は、令和4年 7月 1日から適用する。</u></p>	

改正			現行		
(別添) 準特定地域において実施された減休車として関東運輸 局長が定める割合(減休車率)			(別添) 準特定地域において実施された減休車として関東運輸 局長が定める割合(減休車率)		
都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)	都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東京	特別区・武三	16.98	東京	特別区・武三	16.98
	北多摩	13.20		北多摩	13.20
	南多摩	7.80		新設	
	西多摩	12.55		西多摩	12.55
神奈川	京浜	9.90	神奈川	京浜	9.90
	県央	10.84		県央	10.84
	湘南	9.32		湘南	9.32
	小田原	12.82		小田原	12.82
千葉	京葉	10.57	千葉	京葉	10.57
	東葛	11.39		東葛	11.39
	千葉	10.96		千葉	10.96
	市原	12.69		市原	12.69
埼玉	県南中央	9.04	埼玉	県南中央	9.04
	県南東部	0.00		新設	
	県南西部	9.91		県南西部	9.91
	県北	15.90		県北	15.90
群馬・埼玉	中・西毛	0.58	新設		
群馬	東毛	3.55	新設		
茨城	県北	9.92	茨城	県北	9.92
	水戸県央	10.40		水戸県央	10.40
	県南	12.07		県南	12.07
	県西	14.04		県西	14.04
栃木	宇都宮	8.84	栃木	宇都宮	8.84
	県南	15.44		県南	15.44
	塩那	11.88		塩那	11.88
	山梨	甲府		山梨	甲府
		16.07			16.07

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年4月11日一部改正） 本公示は、平成28年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月4日一部改正） 本公示は、平成28年11月4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月30日一部改正） 本公示は、平成29年3月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月11日一部改正） 本公示は、平成31年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和2年4月1日一部改正） <u>本公示は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年4月11日一部改正） 本公示は、平成28年4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月4日一部改正） 本公示は、平成28年11月4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月30日一部改正） 本公示は、平成29年3月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月11日一部改正） 本公示は、平成31年4月11日から適用する。</p>

改 正			現 行			
(別添) 準特定地域において実施された減休車として関東運輸 局長が定める割合(減休車率)			(別添) 準特定地域において実施された減休車として関東運輸 局長が定める割合(減休車率)			
都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)	都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)	
東 京	特 別 区・武 三	16.98	東 京	特 別 区・武 三	16.98	
	北 多 摩	13.20		北 多 摩	13.20	
	西 多 摩	12.55		西 多 摩	12.55	
神 奈 川	京 浜	9.90	神 奈 川	京 浜	9.90	
	縣 央	10.84		縣 央	10.84	
	湘 南	9.32		湘 南	9.32	
	小 田 原	12.82		小 田 原	12.82	
千 葉	京 葉	10.57	千 葉	新 設		
	東 葛	11.39		新 設		
	千 葉	10.96		新 設		
	市 原	12.69		市 原	12.69	
埼 玉	縣 南 中 心	9.04	埼 玉	新 設		
	縣 南 西 部	9.91		縣 南 西 部	9.91	
	縣 北	15.90		縣 北	15.90	
削 除			群 馬・埼 玉	中 ・ 西 毛	9.30	
茨 城	縣 北	9.92		縣 北	9.92	
	水 戸 縢 央	10.40		水 戸 縢 央	10.40	
	削 除			鹿 行	0.00	
	縣 南	12.07		縣 南	12.07	
栃 木	縣 西	14.04		縣 西	14.04	
	宇 都 宮	8.84	栃 木	新 設		
	縣 南	15.44		縣 南	15.44	
山 梨	塩 那	11.88		塩 那	11.88	
	甲 府	16.07		山 梨	16.07	

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年 4月11日一部改正） 本公示は、平成28年 4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月 4日一部改正） 本公示は、平成28年11月 4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年 3月30日一部改正） 本公示は、平成29年 3月30日から適用する。</p> <p><u>附 則（平成31年 4月11日一部改正）</u> <u>本公示は、平成31年 4月11日から適用する。</u></p>	<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成28年 4月11日一部改正） 本公示は、平成28年 4月11日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年11月 4日一部改正） 本公示は、平成28年11月 4日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年 3月30日一部改正） 本公示は、平成29年 3月30日から適用する。</p>

改正			現行		
			(別添) 準特定地域において実施された減休車として関東運輸 局長が定める割合(減休車率)		
都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)	都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東京	特別区・武三	16.98	東京	特別区・武三	16.98
	北多摩	13.20		北多摩	13.20
	西多摩	12.55		西多摩	12.55
神奈川	京浜	9.90	神奈川	新設	
	県央	10.84		県央	10.84
	湘南	9.32		湘南	9.32
	小田原	12.82		小田原	12.82
千葉	市原	12.69	千葉	市原	12.69
埼玉	削除		埼玉	県南東部	10.61
	県南西部	9.91		県南西部	9.91
	県北	15.90		県北	15.90
削除			群馬	東毛	15.42
群馬・埼玉	中・西毛	9.30	群馬・埼玉	中・西毛	9.30
茨城	県北	9.92	茨城	県北	9.92
	水戸県央	10.40		水戸県央	10.40
	鹿行	0.00		鹿行	0.00
	県南	12.07		県南	12.07
	県西	14.04		県西	14.04
栃木	県南	15.44	栃木	県南	15.44
	塩那	11.88		塩那	11.88
山梨	甲府	16.07	山梨	甲府	16.07

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるものほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>	<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるものほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

- (ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

- (イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

- (ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

- (エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

[曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。]

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできることとする。

## 第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

- 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
2. による新規登録等は、以下の①～④のいずれかの車両（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。

① ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）

② 電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー

③ 燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー

④ 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。）のタクシー

ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からU

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

- (ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

- (イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

- (ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

- (エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

[曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。]

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできることとする。

## 第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

- 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

D車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2.による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとして取り扱われる旨を記載しなければならない。

第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。

2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。

① 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、特定特別監視地域指定日からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。）

対象事業者は、旧特定地域指定日からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以後、1年間の当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、事業の廃止及び許可の取消しによる減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1. により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3. による新規登録等はUD車両等に限り行うことができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2.による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。

2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。

① 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、特定特別監視地域指定日からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。）

対象事業者は、旧特定地域指定日からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以後、1年間の当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、事業の廃止及び許可の取消しによる減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1. により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3. による新規登録等は以下の①又は②の車両（以下「新規登録等可能車両」という。）に限り行うことができる。

① UD車両等

② 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができます。

5. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、関東運輸局長の認定を受けなければならない。

- ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。
- ② 1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)
- ③ 準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、減車届出がなされたものとして取り扱われること。

6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2・4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2・2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。

7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示)」3⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて、抹消登録等を行った場合は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

第5 上記、第3に規定する関東運輸局長が定める割合は、別添のとおりとする。

附 則(平成28年4月11日一部改正)  
本公示は、平成28年4月11日から適用する。

附 則(平成28年11月4日一部改正)  
本公示は、平成28年11月4日から適用する。

援)における補助対象機器(ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。)を搭載している初度登録車両(車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。)

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部を新規登録等可能車両以外の車両から新規登録等可能車両へ代替えた場合は、その車両数を限度として新規登録等可能車両以外の車両とすることができます。

5. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、関東運輸局長の認定を受けなければならない。

- ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。
- ② 1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)
- ③ 準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出(減車)(以下「減車届出」という。)がなされたものとして取り扱われること。

6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2・4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2・2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。

7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示)」3⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて、抹消登録等を行った場合は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

第5 上記、第3に規定する関東運輸局長が定める割合は、別添のとおりとする。

附 則(平成28年4月11日一部改正)  
本公示は、平成28年4月11日から適用する。

附 則(平成28年11月4日一部改正)  
本公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成29年 3月30日一部改正）  
本公示は、平成29年 3月30日から適用する。

改正			現行		
			(別添)		
準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)			準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)		
都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)	都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東京	特別区・武三	16.98	東京	特別区・武三	16.98
	北多摩	13.20		北多摩	13.20
	西多摩	12.55		西多摩	12.55
神奈川	県央	10.84	神奈川	県央	10.84
	湘南	9.32		湘南	9.32
	小田原	12.82		小田原	12.82
千葉	市原	12.69	千葉	市原	12.69
埼玉	県南東部	10.61	埼玉	県南東部	10.61
	県南西部	9.91		県南西部	9.91
	県北	15.90		県北	15.90
群馬	東毛	15.42	群馬	東毛	15.42
群馬・埼玉	中・西毛	9.30	群馬・埼玉	中・西毛	9.30
茨城	県北	9.92	茨城	県北	9.92
	水戸県央	10.40		水戸県央	10.40
	鹿行	0.00		鹿行	0.00
	県南	12.07		県南	12.07
	県西	14.04		県西	14.04
栃木	県南	15.44	栃木	県南	15.44
	塩那	11.88		塩那	11.88
山梨	甲府	16.07	山梨	甲府	16.07

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるものほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      〔 供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率 〕</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>	<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるものほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      〔 供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率 〕</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額／1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が  
関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできるとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2. による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

**第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする**

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額／1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が  
関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできるとする。

第2 特定地域において、地域指定後、指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2. による新規登録等を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

る。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。

2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。

① 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、特定特別監視地域指定日からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。）

対象事業者は、旧特定地域指定日からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以後、1年間の当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、事業の廃止及び許可の取消しによる減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1. により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3. による新規登録等は以下の①又は②の車両（以下「新規登録等可能車両」という。）に限り行なうことができる。

① UD車両等

② 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。）

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部を新規登録等可能車両以外の車両から新規登録等可能車両へ代替えした場合は、その車両数を限度として新規登録等可能車両以外の車両とすることができる。

5. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、関東運輸局長の認定を受けなければならない。

① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。

- ② 1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)
- ③ 準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出(減車)(以下「減車届出」という。)がなされたものとして取り扱われること。
6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2~4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2~2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。
7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示)」3⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて、抹消登録等を行った場合は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

第5 上記、第3に規定する関東運輸局長が定める割合は、別添のとおりとする。

附 則(平成28年 4月11日一部改正)  
本公示は、平成28年 4月11日から適用する。

附 則(平成28年11月 4日一部改正)  
本公示は、平成28年11月 4日から適用する。

附 則(平成28年 4月11日一部改正)  
本公示は、平成28年 4月11日から適用する。

(別添)

準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)

都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東 京	特 別 区 ・ 武 三	16.98
	北 多 摩	13.20
	西 多 摩	12.55
神 奈 川	県 央	10.84
	湘 南	9.32
	小 田 原	12.82
千 葉	市 原	12.69
埼 玉	県 南 東 部	10.61
	県 南 西 部	9.91
	県 北	15.90
群 馬	東 毛	15.42
群 馬 ・ 埼 玉	中 ・ 西 毛	9.30
茨 城	県 北	9.92
	水 戸 県 央	10.40
	鹿 行	0.00
	県 南	12.07
	県 西	14.04
栃 木	県 南	15.44
	塩 那	11.88
山 梨	甲 府	16.07

## 別 紙

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p><b>第1</b> 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>	<p>公 示</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p>関東運輸局長 原 喜信</p> <p>記</p> <p>営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。 そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。</p> <p>供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率      供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率      減 車 率：減車による供給輸送力の削減率      営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率</p> <p>2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法</p>

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額／1週間の収入額

[曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が  
関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。]

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2.以外の方法により実施することもできることとする。

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = 20\%$$

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{日曜日収入率}$$

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額／1週間の収入額

[曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が  
関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。]

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2.以外の方法により実施することもできることとする。

## 第2 特定地域において、地域指定後、指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2.による新規登録等を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

本公示は、平成28年 4月11日から適用する。